

許可番号第 6620032578 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目 4 番 4 8 号
氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 横山 英幸

許可の年月日 令和 7 年 10 月 1 日

許可の有効年月日 令和 13 年 4 月 3 日



1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理
処分の方法：破碎・切断
産業廃棄物の種類：

- | | | |
|-------------|---------|----------|
| 1. 廃プラスチック類 | 4. 繊維くず | 7. ガラスくず |
| 2. 紙くず | 5. ゴムくず | 8. がれき類 |
| 3. 木くず | 6. 金属くず | |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く

以上 8 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：破碎・切断施設
- (2) 設置場所：大阪市西淀川区中島 2 丁目 10 番 43 号
- (3) 設置年月日：平成 6 年 12 月 15 日
- (4) 処理能力：45m³/日
- (5) 許可年月日：平成 19 年 4 月 4 日
- (6) 許可番号：第 14 号（譲受け許可）

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 19 年 4 月 4 日 当初許可
令和 7 年 10 月 1 日 許可更新

5. 規則第 10 条の 4 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号第 6610032578 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目 4 番 4 8 号

氏 名 株式会社南海興業

代表取締役 田中 公治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎

許可の年月日 令和 2 年 8 月 11 日

許可の有効年月日 令和 9 年 8 月 8 日



1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類：

- | | | | |
|--------|----------|-----------|----------|
| 1. 燃え殻 | 4. 廃アルカリ | 7. 動植物性残さ | 10. ばいじん |
| 2. 廃油 | 5. 木くず | 8. ゴムくず | |
| 3. 廃酸 | 6. 繊維くず | 9. 鉱さい | |

石綿含有産業廃棄物を除く、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む

以上 10 種類

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類：

- | | | |
|-------------|---------|----------|
| 1. 汚泥 | 3. 紙くず | 5. ガラスくず |
| 2. 廃プラスチック類 | 4. 金属くず | 6. がれき類 |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む

ただし、積替え・保管を行うものについては水銀含有ばいじん等を除く

以上 6 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所 在 地：大阪市西淀川区中島 2 丁目 10 番 4 3 号

(2) 面 積：15.0m²

(3) 保 管 上 限：6.9m³

(4) 積み上げ高さ：1.0m

(5) 産業廃棄物の種類：汚泥、廃プラスチック類、紙くず、金属くず、ガラスくず、がれき類（水銀含有ばいじん等を除く、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7 年 8 月 9 日 当初許可

令和 2 年 8 月 11 日 許可更新

5. 規則第 9 条の 2 第 6 項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 第02700032578号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和2年8月16日

許可の有効年月日 令和9年8月15日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- 7 紙くず
- 8 木くず
- 9 繊維くず
- 10 動植物性残さ
- 11 ゴムくず
- 12 金属くず
- 13 ガラスくず
- 14 鉱さい
- 15 がれき類
- 16 ばいじん

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上16種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成7年8月16日 当初許可

令和2年8月13日 更新許可

令和2年8月13日 優良認定

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 有

大阪市 第06610032578号

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

許可番号 第02750032578号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和元年12月1日

許可の有効年月日 令和8年11月30日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
 - 2 廃油
 - 3 廃酸
 - 4 廃アルカリ
 - 5 廃石綿等
- 以上5種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年12月1日 当初許可

令和元年10月18日 更新許可

令和元年10月18日 優良認定

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

特管



許可番号 第 02803032578 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪市浪速区木津川二丁目 4 番48号

氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和 5 年 12 月 8 日

許可の有効年月日 令和 12 年 12 月 7 日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)
- 2.汚泥(水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 3.廃油
- 4.廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)
- 5.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)
- 6.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 7.紙くず
- 8.木くず
- 9.繊維くず
- 10.ゴムくず
- 11.金属くず
- 12.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 13.鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む)
- 14.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 15.ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)

以上 15 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成10年12月8日 新規許可
平成15年12月8日 更新許可
平成20年12月8日 更新許可
平成25年5月2日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
平成25年12月8日 更新許可
平成30年12月8日 更新許可
平成31年1月14日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
令和5年12月8日 更新許可(優良認定)

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 第 02853032578 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

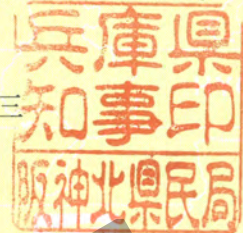
優良

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三



許可の年月日 令和2年1月14日

許可の有効年月日 令和9年1月13日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1.汚泥
- 2.廃油
- 3.廃酸
- 4.廃アルカリ
- 5.廃石綿等

以上5種類

2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成27年1月14日 新規許可
令和2年1月14日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 02601032578

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西 脇 隆 俊



許可の年月日

令和 3 年 2 月 2 日

許可の有効年月日

令和 10 年 2 月 1 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①汚泥

②廃油

③廃酸

④廃アルカリ

⑤廃プラスチック類

⑥紙くず

⑦木くず

⑧繊維くず

⑨ゴムくず

⑩金属くず

⑪ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑫破れき類

以上12種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年2月2日：当初許可

平成23年3月1日：更新許可

平成28年2月2日：更新許可

令和3年2月2日：更新許可（優良基準適合）

5. 積替え許可の有無 有・☒ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井 正 吾

許可の年月日 令和 3年 1月11日

許可の有効年月日 令和 10年 1月10日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンタリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成18年	1月11日	新規許可、
平成23年	1月11日	更新許可、
平成28年	1月11日	更新許可、
令和 3年	1月11日	更新許可、
令和 3年	1月12日	優良基準適合

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中公治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 2 年 12 月 22 日

許可の有効年月日 令和 9 年 12 月 21 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 8項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 12 年 12 月 22 日 新規許可
平成 27 年 12 月 22 日 更新許可
令和 2 年 12 月 22 日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無 市名 ー

許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

名 称 株式会社南海興業

代表取締役 田中 公治



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

岸 本 周 平

許 可 の 年 月 日 令和 5 年 7 月 1 6 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 2 年 7 月 1 5 日



1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- 1) 汚泥
- 2) 廃油
- 3) 廃酸
- 4) 廃アルカリ
- 5) 廃プラスチック類
- 6) 紙くず

- 7) 木くず
- 8) 繊維くず
- 9) ゴムくず
- 10) 金属くず
- 11) ガラスくず
- 12) がれき類

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの
なし取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの
1) 5) 11) 12)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 7月16日 新規許可
平成30年 7月16日 更新許可

平成25年 7月16日 更新許可

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第03350032578号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号
名称 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和7年6月25日

許可の有効年月日 令和14年6月16日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和2年6月17日 新規許可
令和7年6月25日 更新許可

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

[illegible]

(備考) ・表中「○」は取り扱うことができるもの、「一」は取扱うことができないものを示す。
・積替の「○え・保」管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号第 02300032578 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社 南海興業
代表取締役 田中 公治 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章

許可の年月日 令和 5 (2023) 年 6月12日
許可の有効年月日 令和 10 (2028) 年 6月11日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 12品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成20年 6月12日 新規許可
平成25年 7月 2日 更新許可
平成30年 6月27日 更新許可

許可番号第 02300032578 号

令和 5年 6月12日 更新許可

5 積替え許可の有無

有 ・ ☒ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ☒ 無

WEB 公開用

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 大阪市浪速区木津川二丁目4番48号
氏名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 5年11月17日
許可の有効年月日 令和12年11月16日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、
廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上16種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年11月17日	新規許可	平成30年11月17日	更新許可
平成25年11月17日	更新許可	令和 2年 7月16日	変更許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

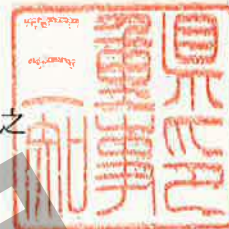
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪市浪速区木津川二丁目4番48号
氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 7年 8月28日
許可の有効年月日 令和14年 7月28日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等 以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 7月29日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 02100032578

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 國島 英樹



許可の年月日 令和 2年10月 5日

許可の有効年月日 令和 9年10月 4日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥、木くず、繊維くず、ゴムくず

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記5品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ

以上 12種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成27年10月 5日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

令和 2年10月 5日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

5 積替え許可の有無 有 ・ ☐ 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☐ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目 4 番 4 8 号

氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3 年 2 月 6 日

許可の有効年月日 令和 1 0 年 2 月 5 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上 1 1 種類）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 18 年 2 月 6 日 新規許可
令和 3 年 2 月 6 日 更新許可 第 3 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

（以下余白）



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 4月14日

許可の有効年月日 令和10年 4月13日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
② 廃酸（pH2.0以下のもの）
③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
④ 特定有害産業廃棄物
ア. 廃石綿等
イ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

令和 5年 4月14日 新規許可

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）



(裏面)

許可番号

第13-50-032578号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃油		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉍さい		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ばいじん		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定下水汚泥		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏名 株式会社南海興業

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 田中 公治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩祐治

許可の年月日

令和5年11月24日

(初回許可年月日 平成23年10月24日)

許可の有効年月日

令和12年10月23日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

汚泥（※1）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、
繊維くず、ゴムくず、金属くず（※2）、
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年11月24日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏名 株式会社南海興業

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 田中 公治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 5 年 4 月 2 4 日
(初回許可年月日 令和 5 年 4 月 2 4 日)
許可の有効年月日 令和10年 4 月 2 3 日

1. 事業の範囲
- (1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、
特定有害産業廃棄物
廃石綿等
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は
保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
なし
5. 積替え許可の有無 無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考
「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物	-	-	-	-	○	○	○	
カドミウム又はその化合物	-	-	-	-	○	○	○	
鉛又はその化合物	-	-	-	-	○	○	○	
有機燐化合物	-	-	-	-	○	○	○	
六価クロム化合物	-	-	-	-	○	○	○	
砒素又はその化合物	-	-	-	-	○	○	○	
シアン化合物	-	-	-	-	○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	-	-	-	
トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	
テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	
ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	
四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	
1・2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	
1・1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	
シス-1・2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	
1・1・1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	
1・1・2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	
1・3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	
チウラム	-	-	-	-	-	-	-	
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	
1・4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社 南海興業
代表取締役 田中 公治

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人

許可の年月日 令和3年8月15日

許可の有効年月日 令和10年8月14日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃酸、エ 廃アルカリ、オ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ ゴムくず、コ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、サ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成23年8月15日 新規許可
令和3年8月15日 更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

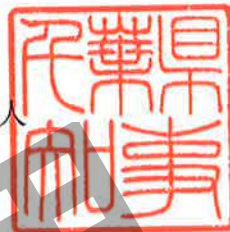
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社 南海興業
代表取締役 田中 公治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和5年4月24日

許可の有効年月日 令和10年4月23日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
エ 廃石綿等、オ 特定有害産業廃棄物（汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。
含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和5年4月24日 新規許可

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（以下余白）

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
有機燐化合物	—	—	—	—	○	○	○
六価クロム化合物	—	—	—	—	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
シアン化合物	—	—	—	—	○	○	○
PCB	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—
チウラム	—	—	—	—	—	—	—
シマジン	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—

令和 3年 8月30日

指令産廃第9-523号

許可番号 01100032578

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社 南海興業

代表取締役 田中 公治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 8月30日

許可の有効年月日 令和 8年 8月28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類(*) (#1)
紙くず
木くず
繊維くず
ゴムくず
金属くず (#1)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)
がれき類(*)
以上12種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成23年 8月29日	指令産廃第7-152号	新規許可
平成28年 8月29日	指令産廃第9-463号	更新許可
平成30年 6月14日	—	変更届（水銀使用製品産業廃棄物の明示）
令和 3年 8月30日	指令産廃第9-523号	更新許可
以下余白		

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 5年 4月 4日

許可の有効年月日 令和10年 4月 3日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
(2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
廃石綿等
汚泥（※）
廃酸（※）
廃アルカリ（※）
以上7種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 5年 4月 4日	指令産廃第10-39号	新規許可
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。（表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「－」は扱うことができないものを示す。）

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		－	－	－	－	－	○	○	○
カドミウム又はその化合物		－	－	－	－	－	○	○	○
鉛又はその化合物		－	－	－	－	－	○	○	○
有機燐化合物		－	－	－	－	－	○	○	○
六価クロム化合物		－	－	－	－	－	○	○	○
砒素又はその化合物		－	－	－	－	－	○	○	○
シアン化合物		－	－	－	－	－	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル		－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン		－	－	－	－	－	－	－	－
テトラクロロエチレン		－	－	－	－	－	－	－	－
ジクロロメタン		－	－	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素		－	－	－	－	－	－	－	－
1,2-ジクロロエタン		－	－	－	－	－	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン		－	－	－	－	－	－	－	－
シス-1,2-ジクロロエチレン		－	－	－	－	－	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン		－	－	－	－	－	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン		－	－	－	－	－	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン		－	－	－	－	－	－	－	－
チウラム		－	－	－	－	－	－	－	－
シマジン		－	－	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ		－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン		－	－	－	－	－	－	－	－
セレン又はその化合物		－	－	－	－	－	－	－	－
1,4-ジオキサン		－	－	－	－	－	－	－	－
ダイオキシン類		－	－	－	－	－	－	－	－

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社南海興業

代表取締役 田中公治



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年 月 日 令和 5年12月 3日

許可の有効期限 令和12年12月 2日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨ゴムくず、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫がれき類（以上12種類）

※⑤については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成30年12月 3日 新規許可

令和 5年12月 3日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・☒ 無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社南海興業

代表取締役 田中公治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 5年 4月 17日

許可の有効期限

令和10年 4月 16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 廃石綿等、⑤特) 汚泥、⑥特) 廃酸、⑦特) 廃アルカリ（以上7種類）

※⑤、⑥及び⑦に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

令和 5年 4月 17日 新規許可

4 積替え許可の有無

有 ・ (無)

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「－」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さい	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	◎	◎	◎	◎	◎	－	－	－
カドミウム又はその化合物	－	○	○	○	○	－	－	－
鉛又はその化合物	－	○	○	○	○	－	－	－
有機燐化合物	－	○	○	○	○	－	－	－
六価クロム化合物	－	○	○	○	○	－	－	－
砒素又はその化合物	－	○	○	○	○	－	－	－
シアン化合物	－	○	○	○	○	－	－	－
PCB	－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン	－	－	－	－	－	－	－	－
テトラクロロエチレン	－	－	－	－	－	－	－	－
ジクロロメタン	－	－	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	－	－	－	－	－	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン	－	－	－	－	－	－	－	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン	－	－	－	－	－	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン	－	－	－	－	－	－	－	－
チウラム	－	－	－	－	－	－	－	－
シマジン	－	－	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	－	－	－	－	－	－	－	－
セレン又はその化合物	－	－	－	－	－	－	－	－
1,4-ジオキサン	－	－	－	－	－	－	－	－
ダイキシン類	－	－	－	－	－	－	－	－



許可番号 00900032578

産業廃棄物収集運搬業許可証

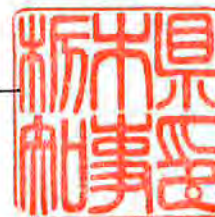
住所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一



許可の年月日 令和6(2024)年1月18日

許可の有効年月日 令和13(2031)年1月17日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬（積替えを除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

種類	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	条件等
汚泥	○	—	—	
廃油	—	—	—	
廃酸	—	—	—	
廃アルカリ	—	—	—	
廃プラスチック類	○	○	—	
紙くず	—	—	—	
木くず	—	—	—	
繊維くず	—	—	—	
ゴムくず	—	—	—	
金属くず	—	○	—	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—	
がれき類	○	—	—	

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成31(2019)年1月18日

更新許可 令和6(2024)年1月18日 更新1回目

5. 積替え許可の有無（県内の政令市における許可） 有 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

許可番号 00950032578

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社南海興業
代表取締役 田中 公治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富



許可の年月日 令和5(2023)年5月24日

許可の有効年月日 令和10(2028)年5月23日

1. 事業の範囲
(1) 事業の区分 収集・運搬（積替えを除く。）
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

種類	条件等
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	—
廃酸（pH2.0以下のもの）	—
廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	—
廃石綿等	—

区分	有害物質の種類等（－取扱不可：●取扱可能）																
	水銀	カドミウム	鉛	有機燐	六価クロム	砒素	シアン	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	IⅡジクロロエタン	IⅠジクロロエチレン	シスIⅡジクロロエチレン	IⅠトリクロロエタン	IⅡトリクロロエタン
取り扱う特別管理産業廃棄物																	
汚泥	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃酸	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃アルカリ	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 積替・保管施設 なし
3. 許可の条件 なし
4. 許可の更新又は変更の状況
新規許可 令和5(2023)年5月24日
5. 積替え許可の有無（県内の政令市における許可） 有 ・ ⑤無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ⑤無

WEB 公開用

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号
氏 名 株式会社 南海興業

代表取締役 田中 公治
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

茨城県知事 大井川和彦

許可の年月日 令和6年2月1日
許可の有効年月日 令和13年1月29日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：汚泥（*4）（*5）（*7）、廃油（*5）、廃酸（*5）（*7）、廃アルカリ（*5）（*7）、廃プラスチック類（*1）（*4）（*6）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（*1）（*6）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（*1）（*4）（*6）、がれき類（*4）
以上12種類

（※）記載品目については、（*1）自動車等破砕物を除く、（*4）石綿含有産業廃棄物を含む
（*5）水銀使用製品産業廃棄物を除く、（*6）水銀使用製品産業廃棄物を含む
（*7）水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成31年1月30日	新規許可		
令和6年2月1日	更新許可（優良認定）		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 有・無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市浪速区木津川二丁目4番48号

氏 名 株式会社 南海興業

代表取締役 田中 公治

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日

令和5年7月3日

許可の有効年月日

令和10年7月2日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃石綿等、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上5種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
令和5年7月3日	新規許可		
	以 下 余 白		

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記 1

特定有害産業廃棄物の種類
特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	－	－			○	○	○
カドミウム又はその化合物	－	－	－		○	○	○
鉛又はその化合物	－	－	－		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	－	－	－		○	○	○
砒素又はその化合物	－	－	－		○	○	○
シアン化合物					○	○	○